

平成 29 年度郡山市認可保育所、幼保連携型認定こども園に係る事業者募集  
に係る質問事項に対する回答

1 認可保育所に係る事業者募集

【質問 1】

施設整備補助金のうち、補助区分が新築等の場合について、申請法人が、社会福祉法人や学校法人以外の場合の補助内容はどのようになりますか？また、補助対象経費について、本体工事費、工事事務費（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計管理料）、特殊付帯工事費、設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算（工事期間中に係る借地料）、定期借地権設定のための一時金加算（前払地代・権利金等）のうち、どこまで対象経費として認められますか？

今回の募集において、「補助区分 新築等」については福島県安心こども基金を予定しており、当該基金では整備対象施設の設置主体（事業者）を社会福祉法人、学校法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人（以下「社会福祉法人等」という。）としております。

このことから、上記の社会福祉法人等以外の法人（例：株式会社、NPO 法人等）が事業者として採択された場合は、厚生労働省の保育所等整備交付金の活用を予定しております。

また、保育所等整備交付金の対象経費、補助基準額、補助率、補助額につきましては、下表を参照してください。

なお、補助につきましては、国、県及び市の平成 30 年度予算が成立していないことから、現段階でお約束するものではありません。国、県及び市において補助が予算化されなかった場合は、施設整備時期や開所時期等の見直しを行う予定です。

また、補助金の種類、金額、補助率等が変更となる場合があります。

<補助内容（保育所等整備交付金の場合）>

補助区分	対象経費	補助基準額 (参考金額)	補助率	補助額
新築等	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費、開設準備に必要な費用。	(上限) 137,400 千円	3/4	(上限) 103,050 千円

※金額は参考金額と実際の補助額が変わる場合があります。

【質問 2】

施設整備補助金のうち、補助区分が新築等の場合について、定員規模によって補助基準額が変わることがありますか？

今回の募集において示した補助基準額及び補助額は上限額となり、それ以上の金額を補助する予定はありません。また、上記【質問 1】の場合も同様となります。

なお、補助額につきましては、募集要項において示した補助基準額と市長が認めた補助対象経費の実支出額を比較していずれか低い方の額に補助率を乗じた額（千円未満切捨て）となります。

また、補助対象経費につきましては、福島県又は郡山市が実施する設計審査において、対象経費として認められたものに限られます。

**【質問3】**

法人の種類（社会福祉法人・株式会社）がどのような形態であっても、施設整備補助金の補助率、補助基準額等は同じですか？

今回の募集においては、法人の種類によって補助基準額や補助率が変わる予定はありません。

また、上記【質問1】と同様に、申請法人が社会福祉法人、学校法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人以外の法人の場合は、厚生労働省の保育所等整備交付金の活用を予定しております。

なお、詳細につきましては、【質問1】を参照してください。

**【質問4】**

土地所有者（個人）が建物を新築し、運営業者が当該建物を賃借し内装工事を行う場合、施設整備補助金の対象となりますか？また、対象経費は、内装工事分だけですか？建物本体分も対象となりますか？

お問い合わせのケースにつきましては、運営業者が保育所の設置・運営を行うために申請する場合は、補助区分の「改修」に該当するものと思われます。

次に、補助対象経費につきましては、補助区分「改修」の場合、賃貸物件により、保育所の新設に伴い必要となる改修費等となり、お問い合わせのケースの場合、内装工事のうち、保育所の申請に伴い必要となる改修費等のみが補助対象になると思われます。

なお、補助額につきましては、募集要項において示した補助基準額と市長が認めた補助対象経費の実支出額を比較していずれか低い方の額に補助率を乗じた額（千円未満切捨て）となります。

また、対象経費につきましては、福島県又は郡山市が実施する設計審査において、対象経費として認められたものに限られます。

今回の事業者募集につきましては、平成30年度中に施設整備を完了し、平成31年4月1日までに開所することが条件であり、翌年度への繰越は認められません。様式11「保育所等整備に関するスケジュール表」をもとに保育所開所にまでに必要な手続き、工期等を確保するなど、適切なスケジュールとしてくださいますようお願いいたします。

**【質問5】**

施設整備補助金について、既存の認可保育所が定員を増加させるために必要な改修工事についても対象となりますか？

お問い合わせのケースにつきましても、今回の事業者募集の対象となります。

また、上記【質問1】と同様に、申請法人が社会福祉法人、学校法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人以外の法人の場合は、厚生労働省の保育所等整備交付金の活用を予定しております。

なお、詳細につきましては、【質問1】を参照してください。

## 2 幼保連携型認定こども園に係る事業者募集

### 【質問1】

提出書類のうち、実施設計、建築工事に要する期間が確認できる書類について、任意様式とありますが、期間の中に必要な項目はありますか？

記載の仕方は、「実施設計2月～4月初旬」、「建築工事9月～2月」という期間だけ明記すれば良いのか？それともその期間の中に、「基礎工事9月初旬～中旬」といったように工程ごとに具体的なスケジュールを明記する必要がありますか？

提出書類のうち、実施設計、建築工事に要する期間が確認できる書類につきましては、専門の業者が作成した実施設計、建築工事に必要な期間が確認できる書類を添付してください。

なお、記載方法としましては、実施設計又は建築工事を実施するために必要な期間が確認できる内容であれば構いません。また、設計監理業務委託見積書や工事費見積書に工事に必要な期間を明記するような方法でも構いません。

### 【記載例】

平成〇〇年〇月〇日
〇〇〇〇保育園新築工事に係る工事費見積書
社会福祉法人 〇〇福祉会 御中
株式会社〇〇〇〇
見積金額 ￥〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額 ￥〇〇〇〇円）
※内訳については、別添内訳書のとおり。
※新築工事に要する期間 〇か月

### 【質問2】

提出書類のうち、施設整備に係る積算根拠について、備品のカタログ、見積書とありますが、ここでいう備品のカタログとは、計画平面図に盛り込む備品（手洗い、収納、調理設備等）で良いのでしょうか？また、机や黒板等も含めるのでしょうか？

様式7「認可にあたっての資金計画」において、備品・消耗品を計上する場合は、当該備品・消耗品の積算根拠となるカタログや見積書を添付してください。

また、備品の範囲につきましては、幼保連携型認定こども園を整備・開園するに当たり、必要と考えられるものとなります。

なお、備品のうち、建物に固定されているもの、給水管や配水管、ガス管等により接続されており、容易に取り外す、又は建物以外に持ち出すことができないものにつきましては、建物工事に含めて計

上していただいて結構です。また、建物工事に含める場合は、当該備品に要する経費につきましては、建物工事見積書に含まれると思われまますので、個別にカタログ等を添付する必要はありません。

建物工事に含まれない児童用の机、椅子、可動式のロッカー等を計上する場合は、別途カタログ等の積算根拠となる書類を添付してください。

ご質問のうち、手洗い、収納、調理設備、黒板につきましては、一般的に建物に固定されているもの等に該当するものと思われまます。これらの備品を計画されている建物工事に含めて整備する場合は、個別のカタログ等は不要です。

**【質問3】**

提出書類のうち、預金通帳の写し、金融機関発行の残高証明書はいつ時点のものが必要でしょうか？

提出書類のうち、預金通帳の写し、金融機関発行の残高証明書につきましては、様式7「認可にあたっての資金計画」に計上した自己資金が確保されていることを確認するために添付していただく書類となります。従いまして、様式7の記載内容と預金通帳の写し、金融機関発行の残高証明書の記載内容とが整合が取れている必要があります。

なお、証明書等につきましては、3か月以内に発行された最新のものを添付してください。

**【質問4】**

提出書類のうち、現況施設の平面図及び写真について、A4の平面図の中に写真を入れ込んだほうが良いのでしょうか？それとも写真は別紙でも良いのでしょうか？

添付書類のうち、提出書類一覧表 No11 につきましては、建物の現況を確認するための書類となりますので、ご応募いただく物件の現況が確認できる形式であれば、平面図に入れ込んでいただいても構いません。なお、平面図に入れ込むことで写真が小さくなる等、現況の確認が困難となる場合は、写真は別紙で添付してください。

**【質問5】**

様式5 職員の勤務状況（勤務ローテーション表）について、未雇用の職員については、「○組担任」等の肩書だけでも良いのでしょうか？

雇用予定の職員の記載方法につきましては、今後、雇用予定であることを明記していただければ結構です。

なお、下記の記載例を参考としてください。

<記載例>

「○組担任 雇用予定」

「非常勤雇用 雇用予定」

「一時保育担当 雇用予定」

**【質問6】**

提出書類のうち、原本証明が必要な書類はありますか？また、副本の9部については、奥書の印鑑や、応募申込書の印鑑はコピーでも良いでしょうか？

今回の提出書類のうち、原本証明が必要な書類はありません。

また、副本につきましては、原本の写し（コピー）で構いません。

**【質問7】**

既存の幼稚園や保育所が、幼保連携型認定こども園へ移行する場合、今回の事業者募集の対象となりますか？

お問い合わせのケースにつきましても、今回の事業者募集の対象となります。

なお、今回の募集においては、市内の幼稚園から移行する場合を優先しており、市内の幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行する場合は、審査の際に加点する予定です。